

## 人権課題について学ぼう 同和問題 ②

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる（住んでいた）ところを理由に差別を受けたらどう思いますか？

Q. どんな取組みが行われていますか？

A. 行政の取組み

同和問題の解決を図るため、国は、昭和44年以降33年間、特別措置法による施策を中心に、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策に取り組みできました。その結果、物的面では大きく改善されたことから、既存の一般対策で対応することになりました。しかし、心理的差別など残された課題もあります。

平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中では、同和問題を重要な人権課題の一つとして取り上げ、人権教育・啓発の視点から様々な啓発活動を推進しています。

また、熊本県は、平成7（1995）年に、「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、結婚や就職に際して、部落差別につながるような身元調査を行うことを規制しています。

同和問題は行政の重要課題であり、これからも粘り強く解決に向けた取組みを推進していかねばなりません。

○熊本県人権情報誌「ココロ通信」から

## 国民年金だより

### 国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりましたが、後納制度の申込みをされ、平成15年4月分以降（平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません。）の後納保険料のお支払いが済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、下記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。



お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

**Tel 0570-011-050**

■お問い合わせ先 住民福祉課住民係 Tel 62-1111（内線134）